

《平成29年度 監査委員事務局 組織目標》

◆目標管理者

事務局長 川崎 廣明

◆部局の役割・目標像

市民から信頼される市政運営をめざします。

◆市民の目線による公正不偏の立場から、市が執行する事務事業が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼としつつ、透明性の高い行政運営の確立を目指します。
 ・「住民の福祉の増進」、「最小の経費で最大の効果」、「組織および運営の合理化」、「法令の遵守」を視点に、監査委員の監督・指導により、定期監査、財政援助団体等監査や決算審査等を実施します。

◆職員数および当初予算規模

所属	職員数(人)						当初予算規模(千円)		
	正規	特任	再任用	嘱託	臨時	合計	歳出 (職員費を除く)	特定財源	一般財源
経営層(部長、副部长)	1	0	0	0	0	1	—	—	—
監査委員事務局	2	0	0	0	1	3	3,902	0	3,902
合計	3	0	0	0	1	4	3,902	0	3,902

1. 現状認識 (重点目標の背景となる現状・社会の動向・現場の課題など)	2. 重点目標	3. 目標達成のための取組と成果目標	総合計画上の位置づけ	H29 重点施策
<p>総務省「地方自治法抜本改正についての考え方」(平成23年1月26日)において、監査制度・財務会計制度の見直し方針が示されています。この背景としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年次からの会計検査院の検査等により、検査対象となった地方公共団体において不適正な経理処理が判明するとともに、一部の地方公共団体においては不適正な決算が調製され、監査委員の審査も不十分であったため、財政状況等について正確な情報が住民に開示されませんでした。このことについては、 ⇒監査委員制度、外部監査制度からなる監査制度が有効に機能していない。 ⇒予算単年度主義、執行の硬直性、国庫補助制度等、現行の財務会計制度にも原因がある。 <p>と指摘されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状は、厳しい財政状況を正確かつ簡明に公開し、住民の理解を得て財政運営を行う要請が高まっています。 	<p>① 公正で合理的かつ能率的な市行政運営確保のため、違法、不正の指摘はもとより、経済性・効率性・有効性に重点を置いた監査等を実施する必要があります。</p>	<p>① 【取組】 財務事務、事業管理の適正かつ合理的、効率的な実施状況について、定期監査を行います。</p> <p>【成果目標】 全部局27所属を対象として監査を実施します。</p> <p>② 【取組】 補助金等交付団体等について、出納その他の事務の適切かつ効率的な執行について、財政援助団体等監査を行います。</p> <p>【成果目標】 2団体・施設を対象として監査を実施します。</p> <p>③ 【取組】 会計管理者や企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性の検証等について、例月出納検査を行います。</p> <p>【成果目標】 毎月25日に現金出納事務の適正な執行について、検査を実施します。</p> <p>④ 【取組】 計数の確認、予算執行・事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、決算・基金の運用状況・健全化判断比率審査を実施します。</p> <p>【成果目標】 市長から付された決算審査等について、意見を市長に提出します。</p> <p>⑤ 【取組】 工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ合理的、効率的に実施されているかを主眼に工事監査を実施します。</p> <p>【成果目標】 工事1件を対象として監査を実施します。</p>		
<p>第29次地方制度調査会答申から監査機能の充実・強化を図る方策の検討がさまざまな形で行われ、直近の第31次地方制度調査会答申では、長による内部統制体制の整備・運用と監査委員によるチェックのもと、①監査の実効性確保のあり方、②監査の独立性・専門性のあり方、③監査への適正な資源配分のあり方、などについて必要な見直しを行うべきとされました。</p> <p>これらは、地方公共団体全体の資源が限られる中で、監査機能を高めるために検討されたものです。</p>	<p>② 第31次地方制度調査会の答申を受けて、平成29年3月10日に、①監査基準の策定と公表の義務化、②勧告制度の創設、③議選監査委員の選任の義務付けの緩和、④監査専門委員の創設、⑤条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和等、監査制度の充実・強化を内容とする地方自治法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことなど、国の動向等を注視し改正内容に対応します。</p>	<p>⑥ 【取組】 地方自治法等の一部を改正される法律案や関連する総務省令等の動向についての情報収集に努めます。</p> <p>【成果目標】 必要な改正手続き等を実施します。</p>		